

大阪広域水道企業団告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託した。

令和3年4月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

- 1 委託事務
水道センターにおける収納の事務
- 2 受託者の氏名等

委託事務の範囲	受託者の氏名
忠岡水道事業における水道料金等の収納の事務及び忠岡町から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の収納の事務	川村 文子 北野 ヨウ子

- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで